

一般社団法人日本クリケット協会
スポーツ仲裁に関する規則

(適用範囲)

第1条 この規則は一般社団法人日本クリケット協会に登録する選手、コーチその他の競技関係者に対し適応されるものとする。

(不服申立)

第2条 一般社団法人日本クリケット協会のする決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

附 則

この規則は、2017年6月3日より施行する。